



## 省エネ家電買替促進事業補助金の実施について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、エネルギー費用負担の軽減を図るとともに、家庭部門における電力消費量のうち大部分を占めているエアコン・冷蔵庫について、省エネ性能の高い家電への買替えを促進するため、それに伴い必要となる購入費の一部補助を行います。

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

### 1. 補助対象者

一般家庭（二宮町に住民登録がある個人）

### 2. 対象機器

エアコン・冷蔵庫

### 3. 補助対象要件

エアコン・冷蔵庫本体の購入費のみ

（工事費用や設置費用、送料など、本体以外の費用は対象外）

※省エネ家電への買替えが限定であり、新規設置・増設は対象外です。

※省エネラベルが星3つ以上の基準を満たしているものが対象です。

※令和8年3月16日以降に購入したものが対象です。

### 4. 補助額・補助上限

補助率 本体購入費（税抜）の2分の1の額（千円未満切り捨て）

上限額 対象機器1台につき50,000円

1世帯につきエアコン・冷蔵庫それぞれ1台まで

補助額 50,000円/件×200件 = 10,000,000円

### 5. 申請期間

令和8年5月7日（木）から令和9年1月29日（金）まで

※申請は先着順です。予算が上限に達した時点で申請受付を終了します。

### 6. その他

申請方法などの手続きは、町ホームページ又はチラシをご覧ください。

### 問い合わせ先（担当課直通）

町民部生活環境課 課長 山口 尚人 ☎0463-71-5879

